

「職場意識改善助成金」のご案内

「労働時間等の設定の改善」※により、職場の士気を高めたり、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援します



- 「デジタコ」を導入して業務効率を改善したい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい

思い立った、いまがチャンスです!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業所における労働時間、年次有給休暇等に関する事項についての規定を労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が9日未満または月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

中小企業事業主の範囲→

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

1. 2つの助成コース ～取り組みに応じていずれかの助成コースを選んでください

(1) 職場意識改善コース(支給上限額:20万円)

＜支給対象となる取り組み＞

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の策定・見直し



(2) 労働時間管理適正化コース(支給上限額:60万円)

＜支給対象となる取り組み＞

- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計(デジタコ)
- テレワーク用通信機器

などの導入・更新



2. 成果目標の設定 ～具体的な数値目標の達成を目指してください

支給対象となる取り組み（表面参照）は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

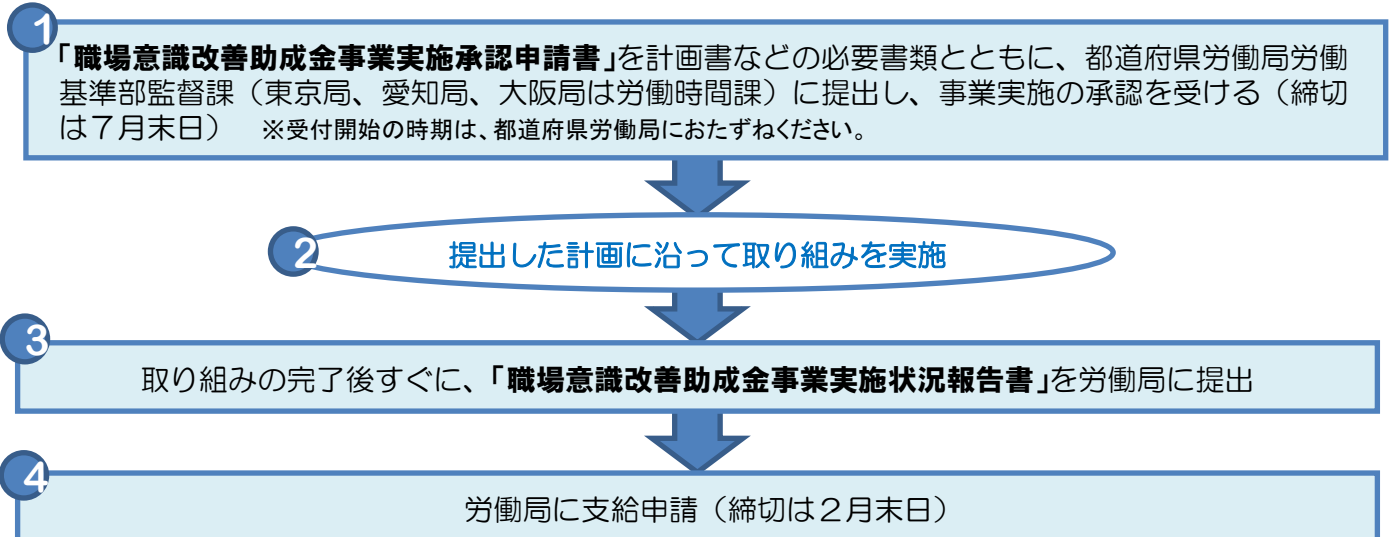
目的	成果目標	備考
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を1日以上増加させる	年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が1日未満の場合は、日数にかかわらず年休取得日数を増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を1時間以上削減させる	所定外労働時間数が1時間未満の場合は、時間数にかかわらず所定外労働時間数を削減させる

3. 支給額 ～取り組みの実施に要した経費の一部を、目標達成状況に応じて支給します

助成コース	対象経費	助成額
職場意識改善コース	謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費	対象経費の合計額の1/2 ×補助率
労働時間管理適正化コース	機械装置等購入費、消耗品費、委託費 ※汎用パソコンや、スマートフォンなど通常の事業活動に伴う経費と区別できない物を除く。	対象経費の合計額の1/2 ×補助率

成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/3	2/3	1/3

利用の流れ



お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>